

千代田町中小企業者原油等高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症等により、原油価格及び物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている町内の法人及び個人事業主の方に予算の範囲内で支援金を支給します。

支給額 (先着順)

※振込までに概ね2週間程度かかります。

法 人

150,000 円

個人事業主

80,000 円

対象事業者

※申請は1事業者につき1回限りです。



■申請時点において事業を営んでおり、次の要件に当てはまる事業者

区分	要件
法人	千代田町内に有する事業所で事業を営んでいる者
個人事業主 (フリーランスを含む)	千代田町内に在住し、事業を営んでいる者 町外に在住し、千代田町内に有する事業所で事業を営んでいる者

対象外となる事業者

- ・千代田町に納付すべき町税等の滞納がある方
- ・暴力団、暴力団員等
- ・太陽光発電による収入を主な事業収入とする方
- ・不動産による土地又は家賃収入を主な事業収入とする方
- ・非営利団体（宗教法人・社会福祉法人 等）
- ・農業協同組合、金融機関、日本郵便
- ・農家・農業法人（千代田町原油価格・物価高騰対策農業者支援給付金対象者）、介護・障害事業者（千代田町介護及び障害事業所物価高騰対策支援金対象者）、医療機関（千代田町医療機関物価高騰対策緊急支援金対象者）

受付期間

予算上限を超えた
時点で受付終了

■窓口又は郵送申請 ※当日消印有効

11月15日(火)～1月31日(火)

【郵送先】〒370-0598 ※切手代はご負担ください。

群馬県邑楽郡千代田町赤岩 1895-1

千代田町役場産業観光課商工観光係宛

【受付時間】8:30-17:15 ※土・日・祝・年末年始は除く。

申請書類

No	内容
①	申請書兼請求書
②	提出書類確認リスト
③	直近の確定申告書類(別表一又は第一表)の写し(e-Tax の場合は、受信メール詳細も添付)
④	口座番号・名義人が分かる通帳の写し
⑤	本人確認書類の写し (個人事業主のみ)
⑥	開業届等 (町外在住の個人事業主のみ)

※千代田町中小企業支援金 (R2) または千代田町事業継続支援給付金 (R3) を受給した方は④～⑥の書類提出は不要

申請書配布場所

(1)千代田町役場 1階 産業観光課

(2)千代田町商工会

※町ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】千代田町役場 産業観光課 商工観光係 ☎0276-86-7005(直通)

店舗・事業所の リニューアルを支援!



～千代田町店舗等リニューアル補助事業～

コロナ禍による影響を乗り越えるため、事業継続・事業拡大・感染防止対策を図る町内中小企業者に対し、町内の店舗・事業所・空き店舗（以下、「店舗等」という。）の改装・設備導入等に係る費用の一部を補助します。※店舗等には、店舗等と同一敷地内の建物（事業の用に供するものに限る。）を含みます。

1 対象物件

- ・町内で現に事業を営んでいる店舗・事業所
 - ・町内で新たに事業を営むことを目的として改装を行う空き店舗又は空き事業所
- ※フランチャイズチェーン方式の店舗等は除く。
※併用住宅の場合、居住の用に供する部分を除く。

2 対象事業者

個人又は登記簿上の本店の所在地が町内にある営利を目的とする法人もしくは個人事業主で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 町内の店舗又は事業所において、
現に事業を営んでいる。
- (2) 町内の空き店舗において、事業を
営もうとしている。

※ただし、本町に納めるべき町税等（延滞金を含む。）に滞納がある者は除く。

3 対象工事等

▼改装工事

町内施工業者に発注する税抜 20 万円以上の対象店舗等の改装工事

▼事業用設備の導入

当該店舗等において専ら事業の用に供する設備類の導入

4 補助金額

- ・対象経費の2分の1（上限額 20 万円）
- ※1,000 円未満は切り捨て
- ※申請は、同一申請者につき1回のみ

5 補助対象期間

令和4年4月1日（金）～2月28日（火）

▼申請期間 11月7日（月）～2月28日（火）

※申請日以前に完了している工事等については、申請書類が全て揃っていれば対象となります。

※予算の上限に達した場合、期間内であっても受付終了となります。お早めにお申込みください。

6 申請書類

- ①申請書（様式第1号）
- ②住民票の写し（千代田町の住民基本台帳に記載されていない個人に限る。）
- ③現況が分かる写真
- ④見積書（施工内容等の内訳が分かるもの）
- ⑤改装等の内容を確認することができる建物図面等資料
- ⑥店舗の賃貸契約書の写し（賃貸契約を結んでいる店舗の場合に限る。）

7 実績報告

工事完了後、次の書類を提出してください。

- ①完了報告書（様式第6号）
- ②請求書（様式第8号）
- ③補助事業に係る領収書及び工事内訳書
- ④施工完了後の写真

8 その他

- ・補助対象期間内に改修工事を完了すること。
- ・備品購入は、購入先が町内事業者でなくても可

申請・問合せ先

千代田町役場 産業観光課 商工観光係
〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町赤岩 1895-1
☎0276-86-7005（8:30～17:15／土日祝・年末年始除く）

詳しくは



町ホームページ